

宮崎県立総合資料館

（編） 社会教育課 学習支援課 学芸課
（監） 社会教育課 学芸課
（監） 社会教育課 学芸課

（4）宮崎県家畜防疫会議資料（1月）

全冊 1

冊子 1

資料 1

資料 1

資料 1

資料 1

資料 1

家畜防疫会議次第

日時：平成22年1月22日（金）

午後3時～4時

場所：県庁7号館4階 744号室

1 開会

2 あいさつ

3 会議内容

(1) 口蹄疫について

(2) 韓国における口蹄疫の発生事例について

(3) 口蹄疫の防疫対応

(4) その他

口蹄疫 とは

1 原因 (病原体)
口蹄疫ウイルス (Picornaviridae Aphthovirus)

2 感受性動物
牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか、
いのしし

3 症状
突然40～41℃の発熱、元気消失に陥ると同時に多量のよだれがみられ、口、蹄、乳頭等に水疱(水ぶくれ)を形成し、足を引きずる症状が見られる。



【多量のよだれ】

出典：動物衛生研究所

4 発生状況

(1) 国内：

明治41年(1908年) 東京、神奈川、兵庫、新潟 522頭

平成12年(2000年) 宮崎(3～4月：3戸)、北海道(5月：1戸)

患畜・疑似患畜 740頭 [92年振りの発生]

*) 日本は平成12年9月27日に清浄国に復帰。

(2) 海外：オセアニアと北米以外の世界中で発生が見られる。

5 診断

(1) 抗体の検出を行う。

(2) 水疱材料等からのウイルス分離を行う。

6 予防法

原則、発症動物のとう汰による清浄化を推進。また、緊急接種用の不活化ワクチンを備蓄。我が国では水際での厳重な検疫を実施(発生国からの畜産物等の輸入禁止等)

なお、本病の常在国及びその隣接国では不活化ワクチンが使用されている。しかし、一度ワクチンを使用すれば、ワクチン接種動物は感染源となる確率が高い。

7 治療法

(1) なし

(2) 発生した場合は、家畜伝染病予防法に基づき、まん延防止のため家畜の所有者によると殺が義務付けられている。

<韓国における口蹄疫（A型）発生の概要>

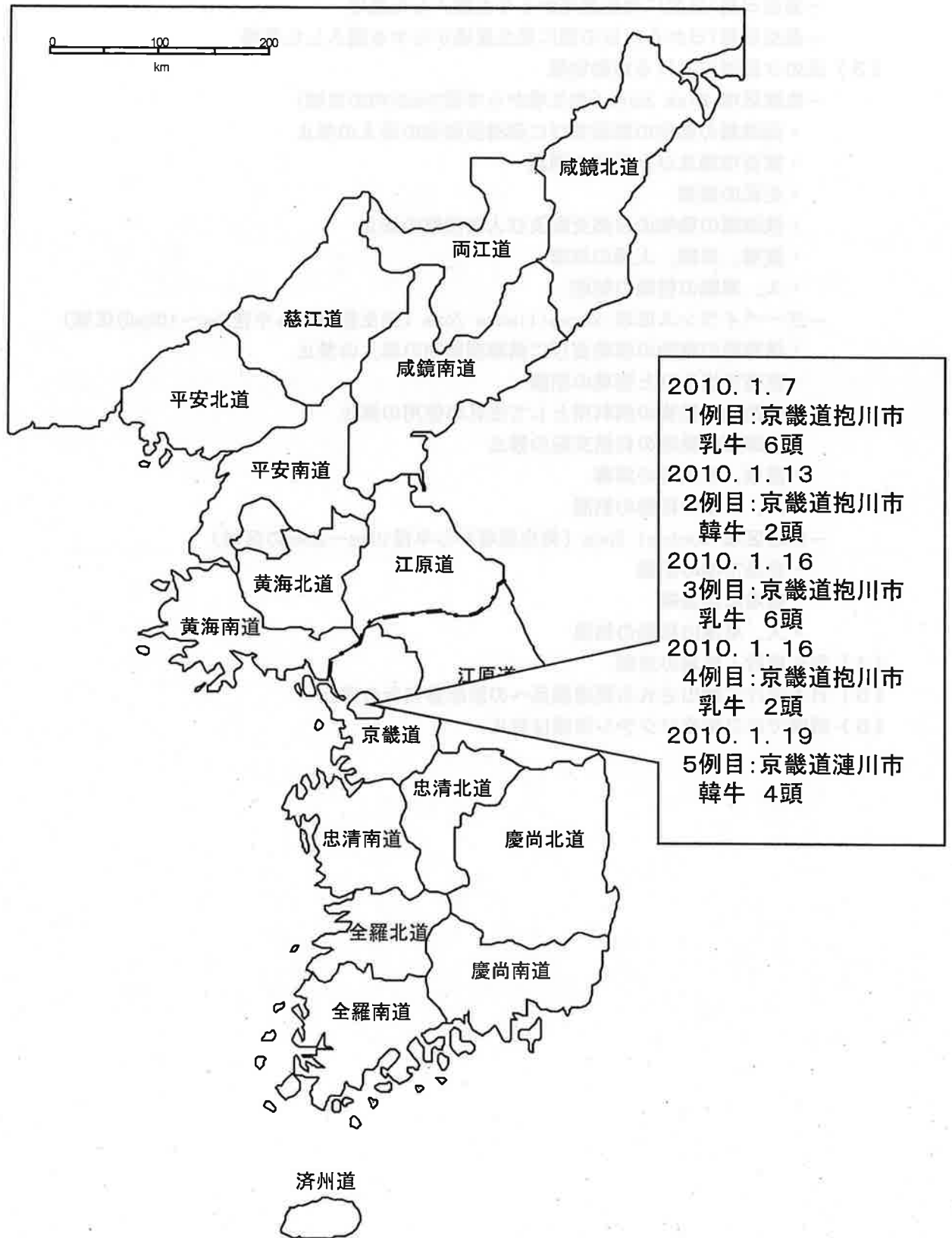
(注)一部非公式情報が含まれる場合があります。

	異常 確認日 (確定日)	発生 場所	発生群 (畜主)	飼養 頭数	発生例数 /死亡数	発生状況、防疫対応、疫学情報
①	1/2 (1/7)	京畿道 ・抱川 (ホチョン)	牛 (乳牛)	185頭	6頭 /0頭	<ul style="list-style-type: none"> ・当該農場から発生日前7日以内に牛を購入した2農場は、管理区域（発生農場の20km以内）に位置せず、すべての乳牛のFMD検査陰性を確認。しかしながら予防的措置としてこれらの牛はとう汰。 ・発生農場から発生日前7日から21日までに牛を購入した3農場は、移動制限措置を講じ、検査が実施される予定。 ・農場で勤務する外国人労働者がウイルスを伝搬した可能性も考えられる。
②	1/13 (1/13)	京畿道 ・抱川	牛 (韓牛)	15頭	2頭 /0頭	<ul style="list-style-type: none"> ・初発農場から3.5km離れ、初発農場で設定されたサーベイランスゾーン内の農場。 ・当該農場に関連した移動制限は設定済み。 ・初発農場と人の動きの点で疫学的関連あり（獣医師の関与が疑われる）。 ・家畜検疫諮問委員会は、当該農場のすべての牛及び半径500m以内のすべての偶蹄類の動物を殺処分済み。 ・初発農場と人の動きの点で疫学的に関連するいくつかの農場の偶蹄類の動物のとう汰を決定。
③	1/15 (1/16)	京畿道 ・抱川	牛 (乳牛)	56頭	6頭 /0頭	<ul style="list-style-type: none"> ・初発農場から600m離れ、初発農場の危険区域（発生農場から半径3km以内の区域）以内に位置する。
④	1/15 (1/16)	京畿道 ・抱川	牛 (乳牛)	54頭	2頭 /0頭	<ul style="list-style-type: none"> ・初発農場から950m離れ、初発農場の危険区域（発生農場から半径3km以内の区域）以内に位置する。
⑤	1/18 (1/19)	京畿道 ・漣川 (ヨンフョ)	牛 (韓牛)	34頭	4頭 /0頭	<ul style="list-style-type: none"> ・初発農場から9.3km離れている。 ・当該農場は、山を外してサーベイランス区域を設定したため、当該農場はサーベイランス区域外農場。 ・新たに同郡に対策本部を設置。 ・当該農場から半径10km以内に移動統制所を17か所設置し集中的な消毒を実施中。 ・半径10km以内に227農場、偶蹄類の動物約5万4千頭飼育。

【韓国における防疫措置】

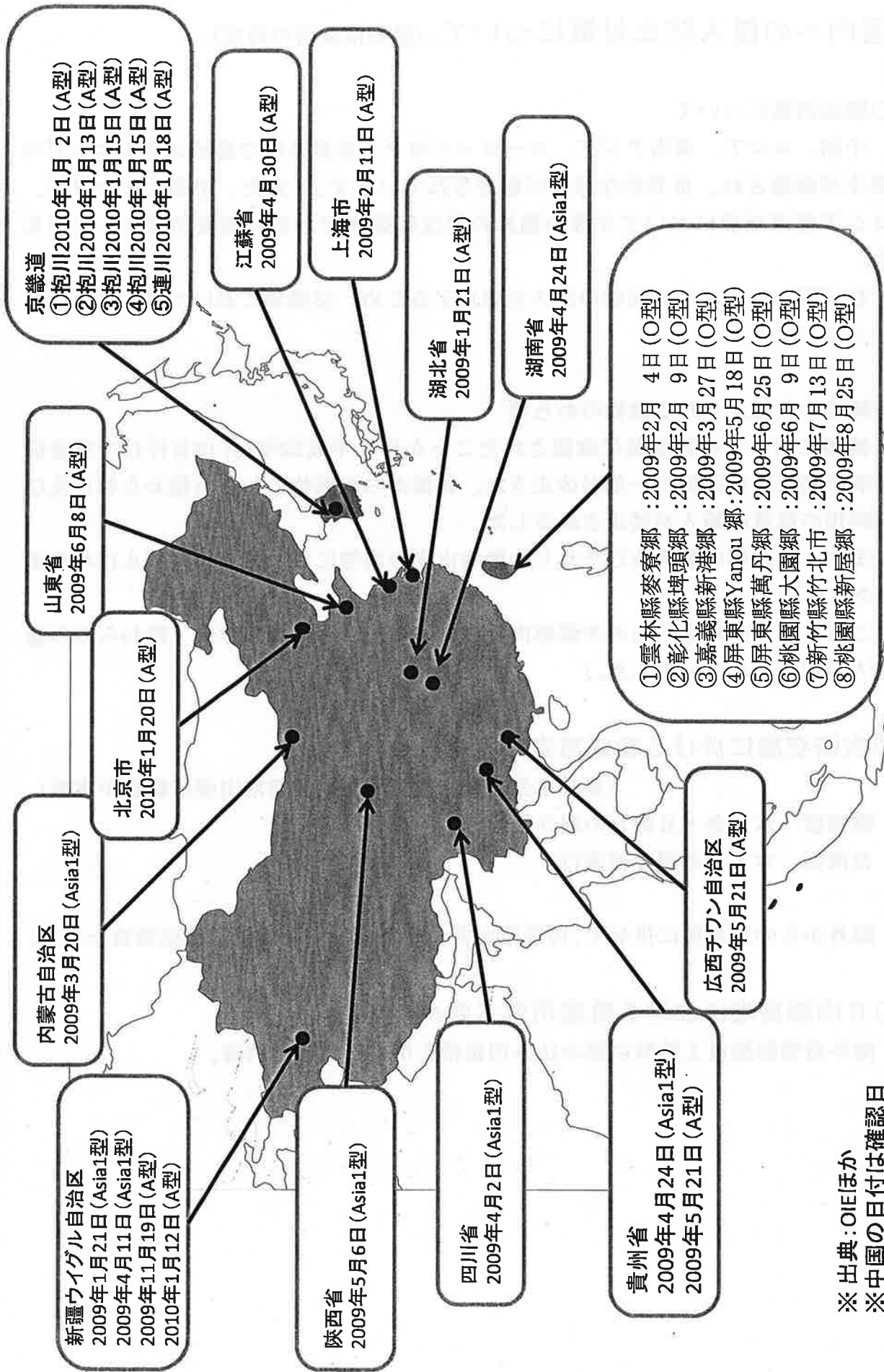
- (1) 発生農場の家畜及び発生農場から半径500m以内のすべての偶蹄類の動物のとう汰
- (2) 発生農場の疫学関連農場の調査
 - －発生日前7日間に発生農場から牛を購入した農場
 - －発生日前7日から21日の間に発生農場から牛を購入した農場
- (3) 次の3区域における移動制限
 - －危険区域 Risk Zone (発生場から半径3km以内の区域)
 - ・偶蹄類の動物の移動並びに偶蹄類動物の導入の禁止
 - ・家畜市場及びと畜場の閉鎖
 - ・生乳の廃棄
 - ・偶蹄類の動物の自然交配及び人工授精の禁止
 - ・農場、車輛、人類の消毒
 - ・人、車輛の移動の制限
 - －サーベイランス区域 Surveillance Zone (発生農場から半径3km～10kmの区域)
 - ・偶蹄類の動物の移動並びに偶蹄類動物の導入の禁止
 - ・家畜市場及びと畜場の閉鎖
 - ・偶蹄類の動物の飼料用として生乳の使用の禁止
 - ・偶蹄類の動物の自然交配の禁止
 - ・農場、車輛等の消毒
 - ・人、車輛の移動の制限
 - －制限区域 Control Zone (発生農場から半径10km～20kmの区域)
 - ・家畜市場の閉鎖
 - ・農場の消毒等
 - ・人、車輛の移動の制限
- (4) 発生施設・農場の消毒
- (5) 日本向けに輸出される関連製品への証明書発行の停止
- (6) 韓国では口蹄疫ワクチン接種は禁止

韓国における口蹄疫の発生場所



平成22年1月21日17時現在

中国、台湾、韓国における口蹄疫の発生状況（2009年1月以降）



2010年1月25日現在

※ 出典: OIEほか
 ※ 中国の日付は確認日
 ※ 台湾及び韓国の日付は発生日

国内への侵入防止対策について（動物検疫所の対応）

○靴底消毒について

中国、ロシア、東南アジア、ヨーロッパなど、世界各地で鳥インフルエンザの発生が確認され、世界的な拡大が懸念されています。また、中国、モンゴル、ロシア極東地域において牛等の動物の悪性伝染病である口蹄疫が発生しています。

我が国へのこれらの疾病の侵入を防止するため、空港等において靴底の消毒を行っています。

○韓国から輸入される穀物のわら等

韓国において口蹄疫発生確認されたことから、平成22年1月18日付けで家畜伝染病予防法施行規則の一部が改正され、韓国からの穀物のわら（稲わら等）及び飼料用の乾草は輸入が禁止されました。

また、偶蹄類の動物及びそれらの動物由来の肉等についても輸入禁止になりました。

（これまで、济州島からの生鮮豚肉及び韓国本土からの加熱豚肉・稲わらのみ輸入が認められていました。）

○宮崎空港に於ける靴底消毒の実施について

（農林水産省動物検疫所鹿児島空港出張所職員が実施）

韓国便 水・金・日曜日の週3便運行

台湾便 木・日の週2便運行

海外からの到着便に併せて、消毒薬を含ませたマットを設置し靴底消毒を実施。

○日向細島港における靴底消毒（県が委託）

海外貨物船船員上陸時に踏み込み消毒槽を準備し靴底を消毒。

口蹄疫発生時の防疫対応

「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針 平成16年12月1日公表」による。

1 殺処分等

患畜・疑似患畜のと殺。患畜等の死体、汚染物品の焼埋却等、畜舎の消毒等まん延防止措置の実施。

2 移動の制限及び家畜集合施設における催物の開催等の制限

発生地は通行の制限又は遮断、応急的な防疫措置が終了するまでの間、人を含めすべての物品の移動、搬入及び搬出を禁止、又は制限する。

(1) 通行の制限又は遮断

ア 範囲

発生地及びその周辺に限定

イ 規制の期間

72時間以内

ウ 制限の内容

人及び物品を含めたすべてのものの移動、搬出及び搬入を制限。

通勤・通学、医療、生活必需品確保、郵便等のための人の通行については、適当な消毒等（靴底消毒、畜産関係者の着衣の消毒、通行路の制限等）の措置を行った上で認める場合を除き、不要不急の通行は禁止。

(2) 移動制限区域

ア 区域の範囲

(ア) 原則として発生地を中心とした半径10km以内の区域

(発生状況、疫学的背景を考慮し、半径5～30kmの範囲で拡大縮小)

(イ) (ア) で定めた範囲について、清浄性確認状況等を勘案して農水省と協議の上半径5kmの範囲まで縮小可能。

(ウ) 範囲の設定については、行政単位又は道路、河川、鉄道等その境界線を明示するのに適当なものに基づき定める。

イ 制限期間は、原則として最終発生例の殺処分完了後21日間。この期間は発生の変移に応じて増減する。

ウ 制限内容

(ア) 生きた偶蹄類家畜の移動禁止

(イ) 偶蹄類家畜に係る病原体をひろげるおそれのある物品の移動を禁止

a 発生地及び患畜の発生するおそれの大きい近接農場で搾乳された生乳（陰性確認された近接農場を除く）

b 使用された家畜管理用具、敷料、飼料、排せつ物等

c 家畜の死体

d 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵

- (ウ) と畜場及び家畜市場は閉鎖
- (エ) 共進会その他家畜を集合させる催物の開催を中止
- (オ) 家畜人工授精は中止(移動制限区域外の精液を用いた自家受精は可)。
- (カ) 新たな放牧は中止。

エ 制限の例外(21日経過後例外を設けることができる。)

- (ア) と畜場及び家畜市場の再開(半径5kmの区域内を除く)。この場合、家畜市場で取り扱う家畜は、その区域内のと畜場でと殺する目的の者のみとする。
- (イ) 移動制限区域外からの偶蹄類家畜の移入。
- (ウ) 半径5kmより外の区域であって、移動制限区域外にある家畜人工授精所で採取した精液を用いて行う人工授精の再開。

(3) 搬出制限区域

ア 区域の範囲

(ア) 原則として、移動制限区域に外接する発生地を中心として半径20km以内の地域。

(発生状況、疫学的背景を考慮し、半径10～50kmの範囲で拡大縮小)

(イ) (ア) で定めた範囲について、清浄性確認状況等を勘案して農水省と協議の上半径10kmの範囲まで縮小可能。

イ 制限期間は、原則として最終発生例の殺処分完了後21日間。この期間は発生の推移に応じて増減する。

ウ 制限及び指導の内容

(ア) 生きた偶蹄類家畜の搬出制限区域外への移動を禁止。

(イ) 生きた偶蹄類家畜の家畜の導入先において14日間以上けい留する(と殺される家畜を除く)。

(ウ) と畜用以外の家畜を入場させる家畜市場の開催を中止。

(エ) 共進会その他家畜を集合させる催物の開催を中止。

(オ) 偶蹄類家畜飼養の場所への畜産関係者の出入りを自粛し、入出場時の消毒を励行。

(カ) 生乳の家畜への給与を中止。

3 ワクチン

現行ワクチンは、発症抑制に効果があるものの、感染を完全に制御することができないため、殺処分と移動制限による方法のみではまん延防止が困難と判断された場合のみ、農林水産省と協議し使用を検討する。

口蹄疫の侵入を防止しよう！！

平成22年1月7日に韓国において乳用牛で口蹄疫の発生が確認され、その後、周辺の農場にも発生が拡大しています。本病の侵入防止の徹底を図るため、次の対策を講じましょう。

(1) 農場の出入りの際には消毒すること

長靴の踏み込み消毒槽を常に設置し、汚れたら新しい消毒薬と交換しましょう。家畜の集まる場所（品評会や市場等）に行った場合には、特に入念に消毒しましょう。

(2) 他人を安易に自分の農場に入れないこと

やむを得ず農場に入れる場合には、必ず消毒槽を踏んだ後、農場に入れましょう。

(3) 農場専用の衣服、長靴等を使用すること

作業服・長靴のまま、いろいろなところに行き、そのまま自分の農場に入っていないませんか？

(4) 残飯は必ず加熱して給与すること

厨芥や残飯などで口蹄疫が拡大した事例があります。確実に加熱したものを給与しましょう。

(5) 導入した家畜は、しばらくの間は、他の家畜から引き離し観察すること

いきなり前から居た家畜と一緒にせず、健康状態の観察をしましょう。

(6) 日常の家畜の観察を十分に行い、早期発見に努めること

異常が見られたら、すぐに獣医師又は家畜保健衛生所に相談しましょう。

< 口蹄疫とは >



平成12年に本県で発生した口蹄疫罹患牛

- ①蹄と口に水泡ができる疾病です。
 - ・突然40～41℃の発熱、多量のよだれ。
 - ・口、蹄、乳頭に水泡ができ、食欲不振、足をひきずる（跛行）等の症状が見られる。
- ②感染は偶蹄類（蹄が2つに分かれた動物）に限られる（牛、水牛、豚、めん羊、山羊、鹿、いのしし）。

【参考】

韓国における口蹄疫の発生場所（平成22年1月21日17時現在）



国内に侵入させないために（動物検疫所の対応）

○偶蹄類動物、受精卵・精液、ソーセージ・ハム・ベーコン、偶蹄類動物の肉・臓器については、口蹄疫発生国からの輸入が禁止されています。

○韓国からの穀物のわら（稲わら等）及び飼料用の乾草は輸入が禁止されました。

○空港における靴底消毒の実施について

宮崎空港においても農林水産省動物検疫所鹿児島空港出張所職員により、海外便が着く度に靴底消毒を実施しています。

問い合わせ・連絡先

宮崎家畜保健衛生所	電話	0985-73-1377
都城家畜保健衛生所	電話	0986-62-5151
延岡家畜保健衛生所	電話	0982-32-4308

東京新聞社
東京支社

アノコノ新聞の記者等及び関係者

大ニリリノ新聞の記者等及び関係者「新聞口」各氏等

大ニリリノ新聞の記者等及び関係者「新聞口」各氏等

(5) 記者発表資料 (4月以降の主なもの)

東京新聞社「新聞口」各氏等

東京新聞社「新聞口」各氏等

東京新聞社「新聞口」各氏等

東京新聞社「新聞口」各氏等

東京新聞社「新聞口」各氏等

東京新聞社「新聞口」各氏等

東京新聞社「新聞口」各氏等

東京新聞社「新聞口」各氏等

東京新聞社「新聞口」各氏等

東京新聞社「新聞口」各氏等

東京新聞社
東京支社
電話 〇〇〇〇-〇〇〇〇
印刷 〇〇〇 〇〇〇

口蹄疫の疑似患畜の確認について

家畜伝染病である「口蹄疫」の疑似患畜が県内で確認された。

1 発生場所

児湯郡都農町に所在する繁殖牛農家（飼養頭数 繁殖牛9頭、育成牛3頭、仔牛4頭）

2 確認の経過

- (1) 平成22年4月9日（金）、開業獣医師から宮崎家畜保健衛生所に、口腔内にび爛（軽度な潰瘍）のある牛がいるため、病性鑑定の依頼があった。
- (2) 同日、宮崎家畜保健衛生所の家畜防疫員（獣医師）が当該農場の立入検査を実施したところ、症状がある牛が1頭のみで、現時点では感染力が強いといわれている口蹄疫とは考えにくいため、経過観察とした。
- (3) 4月16日（金）夕方、同じ症状の牛がみられるという報告があり、17日（土）、再度、立入検査を実施したところ、別の2頭に同様の症状があることを確認。同日、病性鑑定を開始。
- (4) 4月19日（月）午前、イバラキ病等の類似疾病について、全て陰性を確認。このため、口蹄疫も疑われるので、同日20時、検査材料を動物衛生研究所海外病部（東京都小平市）に送付した。
- (5) 4月20日（火）早朝、農林水産省からPCR検査（遺伝子検査）で陽性との連絡。なお、当該農場については、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養牛の移動を自粛している。

3 当面の措置

家畜伝染病予防法及びこれに基づく防疫指針に沿って、

- (1) 確認農場においては、飼養牛全頭の殺処分、畜舎の消毒、汚染物品の焼埋却等を実施。
- (2) 確認農場の周囲を移動制限区域、搬出制限区域として家畜の移動禁止、家畜市場等の閉鎖等を実施。
- (3) 周辺農場及び関連農場の立入検査等を実施。
- (4) 宮崎家畜保健衛生所、県及び農林水産省にそれぞれ口蹄疫防疫対策本部を設置。

4 その他

- (1) 口蹄疫は、牛、豚、水牛等の偶蹄類の動物の病気であり、人に感染することはありません。また、感染牛の肉が市場に出回ることはありませんが、仮に感染牛の肉を摂取しても人体には影響ありません。
- (2) 今後、報道機関には発生状況や防疫対策の進捗状況について適時情報提供に努めることとしますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力を御願います。

※ 国内での口蹄疫の発生は、平成12年（本県及び北海道）以降、確認されていません。

問い合わせ先
宮崎県農政水産部畜産課
電話番号：0985-26-7139
担当者：衛生防疫担当 三浦、前田

平成22年4月22日
午後 7時30分
宮崎県口蹄疫防疫対策本部
宮崎県農政水産部畜産課

口蹄疫の疑似患畜の確認 (4例目) について

1 4例目の疑似患畜について

本日、4例目の口蹄疫の疑似患畜が確認されました。

(1) 確認場所

- ・児湯郡川南町大字川南に所在する肉用牛繁殖経営
(黒毛和種：繁殖牛35頭、育成牛6頭、仔牛24頭の合計65頭)
- ・当該農場は、直線距離にして1例目の農場から南東約3.4km、2例目の農場から北西約200m、3例目の農場から南西400mに位置

(2) 確認の経過

- ・平成22年4月21日、共済獣医師から宮崎家畜保健衛生所に、口蹄疫様症状を示す牛がいるとの通報があった。
- ・同日午前10時、宮崎家畜保健衛生所の家畜防疫員が当該農場の立入検査を実施したところ、3頭が流涎、舌・口唇の潰瘍等を呈していたため、検査材料3検体(1頭1検体)を動物衛生研究所 海外病部(東京都小平市)に送付した。
- ・4月22日夕刻、農林水産省からPCR検査(遺伝子検査)で3検体中2検体で陽性との連絡を受け、疑似患畜と決定した。

(3) 当面の措置

確認農場において、飼養牛全頭の殺処分、汚染物品の埋却、畜舎の消毒等を実施予定。

2 2例目の防疫措置状況について

本日16時に2例目の疑似患畜65頭(乳用種37頭、黒毛和種14頭、交雑種14頭)全ての殺処分が終了した。

3 その他

- (1) 口蹄疫は、牛、豚、水牛等の偶蹄類の動物の病気であり、人に感染することはありません。また、感染牛の肉が市場に出回ることはありませんが、感染牛の肉を摂取しても人体には影響ありません。
- (2) 今後、報道機関には発生状況や防疫対策の進捗状況について適時情報提供に努めることとしますので、現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むとともに、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力を御願います。

宮崎県口蹄疫防疫対策本部
問い合わせ先
宮崎県農政水産部畜産課
電話番号：0985-26-7138
担当者：畜産企画担当 永住、黒木

平成22年4月23日
午後 7時30分
宮崎県口蹄疫防疫対策本部
宮崎県農政水産部畜産課

口蹄疫の疑似患畜の確認（5例目、6例目）について

本日、5例目及び6例目の口蹄疫の疑似患畜が確認されました。

1 5例目の疑似患畜について

(1) 確認場所

- ・児湯郡川南町大字川南に所在する肉用牛一貫経営
（黒毛和種：繁殖牛44頭、育成牛1頭、仔牛24頭、肥育牛6頭の合計75頭）
- ・当該農場は、直線距離にして1例目の農場から南東約3.4km、4例目の農場から西約100mに位置

(2) 確認の経過

- ・平成22年4月22日、農家から川南町役場を通じて宮崎家畜保健衛生所に、口蹄疫様症状を示す牛がいるとの通報があった。
- ・同日午前11時30分、宮崎家畜保健衛生所の家畜防疫員が当該農場の立入検査を実施したところ、3頭が流涎、口腔の発赤、発熱等を呈していたため、検査材料3検体（1頭1検体）を動物衛生研究所 海外病研究施設（東京都小平市）に送付した。
- ・4月23日夕刻、農林水産省からPCR検査（遺伝子検査）で3検体中1検体（1頭分）で陽性との連絡を受け、疑似患畜と決定した。

2 6例目の疑似患畜について

(1) 確認場所

- ・児湯郡都農町大字水洗に所在する水牛・豚飼養農家
（水牛42頭、豚2頭）
- ・当該農場は、直線距離にして1例目の農場から北西約600mに位置

(2) 確認の経過

- ・平成22年4月22日、1例目の飼料関係の疫学関連農場として、立入調査を実施。
- ・調査の過程で、農場主からこれまでの臨床症状の聞き取りをもとに血液5検体を採取すると共に、別の検査で3月31日に採取していた検体、スワブ3検体と併せて計8検体を動物衛生研究所 海外病研究施設（東京都小平市）に送付した。
- ・4月23日夕刻、農林水産省からPCR検査（遺伝子検査）でスワブ3検体中1検体（1頭分）で陽性との連絡を受け、疑似患畜と決定した。

3 当面の措置

確認農場において、飼養牛全頭の殺処分、汚染物品の埋却、畜舎の消毒等を実施予定。

4 その他

- (1) 口蹄疫は、牛、豚、水牛等の偶蹄類の動物の病気であり、人に感染することはありません。また、感染牛の肉が市場に出回ることはありませんが、感染牛の肉や牛乳を摂取しても人体には影響ありません。
- (2) 今後、報道機関には発生状況や防疫対策の進捗状況について適時情報提供に努めることとしますので、確認農場及びその近隣農家や防疫作業現場周辺での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むとともに、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力を御願います。

宮崎県口蹄疫防疫対策本部
問い合わせ先
宮崎県農政水産部畜産課
電話番号：0985-26-7138
担当者：畜産企画担当 永住、黒木

平成22年4月28日
午前 9時30分
宮崎県口蹄疫防疫対策本部
宮崎県農政水産部畜産課

口蹄疫の疑似患畜の確認（8例目、9例目、10例目）について

本日、8例目、9例目及び10例目の口蹄疫の疑似患畜が確認された。

1 口蹄疫の疑似患畜の確認（8例目）について

(1) 確認場所

- ・児湯郡川南町大字川南に所在する肉用牛肥育経営
（黒毛和種：肥育牛1,019頭）
- ・当該農場は、直線距離にして1例目の農場から南東約3.2Km

(2) 確認の経過

- ・平成22年4月27日、農場主から宮崎家畜保健衛生所に、口蹄疫様症状を示す牛がいるとの通報があった。
- ・同日午前10時、宮崎家畜保健衛生所が立入検査を実施したところ、流涎や口腔内の潰瘍、舌の粘膜剥離等口蹄疫様症状を示す牛が確認されたため、5頭から採取した検査材料5検体を動物衛生研究所 海外病研究施設（東京都小平市）に送付した。
- ・4月28日早朝、農林水産省からPCR検査（遺伝子検査）で5検体中5検体（5頭分）で陽性との連絡を受け、疑似患畜と決定した。

2 口蹄疫の疑似患畜の確認（9例目）について

(1) 確認場所

- ・えびの市大字島内に所在する肉用牛肥育経営
（黒毛和種：肥育牛275頭）
- ・当該農場は、直線距離にして1例目の農場から南西約70Km

(2) 確認の経過

- ・平成22年4月27日、開業獣医師から都城家畜保健衛生所に、口蹄疫様症状を示す牛がいるとの通報があった。
- ・同日午前10時に立入検査を実施したところ、流涎や口腔内の軽度のび爛等口蹄疫様症状を示す牛が確認されたため、9頭から採取した検査材料9検体を動物衛生研究所 海外病研究施設（東京都小平市）に送付した。
- ・4月28日早朝、農林水産省からPCR検査（遺伝子検査）で複数検体で陽性との連絡を受け、疑似患畜と決定した。

3 口蹄疫の疑似患畜の確認（10例目）について

(1) 確認場所

- ・児湯郡川南町大字川南21986 宮崎県畜産試験場川南支場
(豚 486頭：成豚193頭、育成豚7頭、子豚39頭、肥育豚247頭)
- ・当該農場は、直線距離にして1例目の農場から南東約6 Km、2～5例目の農場から南東約3 km

(2) 確認の経過

- ・4月27日午前10時、当該施設の職員が飼養豚に鼻の水疱や口腔内のび爛等口蹄疫様症状が確認されたため、5頭から採取した検査材料5検体を動物衛生研究所 海外病研究施設（東京都小平市）に送付した。
また、症状を確認後、飼養豚全頭の自主淘汰の実施を決定。飼養豚の殺処分については実施中。
- ・4月28日早朝、農林水産省からPCR検査（遺伝子検査）で5検体中5検体（5頭分）で陽性との連絡を受け、疑似患畜と決定した。

4 当面の措置

- (1) 8例目、9例目の確認農場において、飼養牛全頭の殺処分、汚染物品の埋却、畜舎の消毒等を実施予定。加えて、現在把握できている当該農場に係る疫学関連農場に対し移動自粛要請を実施。
- (2) 9例目の確認農場を中心とする半径10 kmを移動制限区域及び半径2.0 kmを搬出制限区域として本日夕刻より設置することとした。

5 農業科学公園の休園について

宮崎県畜産試験場 川南支場での口蹄疫疑似患畜の確認を受け、同様の農業施設である県立農業大学校に隣接する農業科学公園につきましても、本日4月28日（水）から当分の間、休園させていただくこととなりましたので、御理解と御協力をお願いいたします。

6 その他

- (1) 口蹄疫は、牛、豚、水牛等の偶蹄類の動物の病気であり、人に感染することはありません。また、感染牛の肉が市場に出回ることはありませんが、感染牛の肉を摂取しても人体には影響ありません。
- (2) 今後、報道機関には発生状況や防疫対策の進捗状況について適時情報提供に努めることとしますので、確認農場及びその近隣農家や防疫作業現場周辺での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むとともに、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力を御願いたします。

宮崎県口蹄疫防疫対策本部
問い合わせ先
宮崎県農政水産部畜産課
電話番号：0985-26-7138
担当者：畜産企画担当 永住、黒木

平成22年6月24日
午後5時00分
宮崎県口蹄疫防疫対策本部
宮崎県農政水産部畜産課

疑似患畜の処分について

1 疑似患畜の処分について

- 227例目については、本日 午前11時45分に殺処分を終了した。
- 287例目の関連農場については、本日 午後1時54分に殺処分を終了した。

これをもって、現在疑似患畜の発生が確認されていた全て農場において殺処分が終了した。

2 その他

- (1) 口蹄疫は、牛、豚、水牛等の偶蹄類の動物の病気であり、人に感染することはありません。また、感染動物の肉や牛乳が市場に出回ることはありませんが、感染動物の肉や牛乳を摂取しても人体には影響ありません。
- (2) 今後、報道機関には発生状況や防疫対策の進捗状況について適時情報提供に努めることとしますので、確認農場及びその近隣農家や防疫作業現場周辺での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むとともに、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

問い合わせ先
宮崎県農政水産部畜産課
電話番号：0985-26-7138
担当者：畜産企画担当 永住、黒木

平成22年6月30日
午後7時30分
宮崎県口蹄疫防疫対策本部
宮崎県農政水産部畜産課

ワクチン接種畜の処分について

1 ワクチン接種畜の処分について

口蹄疫ワクチンを接種した家畜の処分については、本日、午後6時55分に全ての家畜の殺処分・埋却が終了した。

2 その他

(1) 口蹄疫は、牛、豚、水牛等の偶蹄類の動物の病気であり、人に感染することはありません。また、感染動物の肉や牛乳が市場に出回ることはありませんが、感染動物の肉や牛乳を摂取しても人体には影響ありません。

(2) 今後、報道機関には発生状況や防疫対策の進捗状況について適時情報提供に努めることとしますので、確認農場及びその近隣農家や防疫作業現場周辺での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むとともに、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします

問い合わせ先
宮崎県農政水産部畜産課
電話番号：0985-26-7138
担当者：畜産企画担当 永住、黒木

平成22年7月5日
午前0時45分
宮崎県口蹄疫防疫対策本部
宮崎県農政水産部畜産課

口蹄疫の疑似患畜の確認(292例目)について

1 口蹄疫の疑似患畜の確認について

番号	確認場所	経営形態	飼養頭数	1例目からの位置	確認の経過	PCR検査結果
292例目	宮崎市大字跡江	肉用牛繁殖経営	黒毛和種 繁殖牛 9頭 育成牛 1頭 子牛 6頭 計 16頭	南西約32.5km 285例目から南東約800m	<ul style="list-style-type: none"> ・6月30日に清浄性確認検査で9頭採血 ・7月4日抗体検査により3頭の陰性が確認できなかったため、同日18時に宮崎家保が立入 ・1頭に流涎、口腔のび爛等を確認し、4頭から4検体を採材 ・検体を動物衛生研究所 海外病研究施設へ送付予定 ・7月4日21時半に所見から疑似患畜と判断し、当該農場の飼養家畜全頭を疑似患畜とし、防疫措置を開始 	本日判明予定

2 当面の措置

確認農場において、飼養家畜全頭の殺処分、汚染物品の埋却、畜舎の消毒等を実施予定。

3 その他

- (1) 口蹄疫は、牛、豚、水牛等の偶蹄類の動物の病気であり、人に感染することはありません。また、感染動物の肉や牛乳が市場に出回ることはありませんが、感染動物の肉や牛乳を摂取しても人体には影響ありません。
- (2) 今後、報道機関には発生状況や防疫対策の進捗状況について適時情報提供に努めることとしますので、確認農場及びその近隣農家や防疫作業現場周辺での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むとともに、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします

宮崎県口蹄疫防疫対策本部
問い合わせ先
宮崎県農政水産部畜産課
電話番号：0985-26-7138
担当者：畜産企画担当 永住、黒木

平成22年7月27日
午前0時00分
宮崎県口蹄疫防疫対策本部
宮崎県農政水産部畜産課

口蹄疫の発生に伴う移動及び搬出制限の解除について

1 移動制限等の解除について

宮崎市の発生農家（285例目）を中心に設定されている、半径10kmの移動制限区域、半径20kmの搬出制限区域については、7月4日の発生（292例目）の後、新たな発生もなく、7月16日以降実施された清浄性確認検査（抗体検査及び臨床目視検査）により、当該地域の清浄性が確認されたことから、7月27日午前0時をもって移動及び搬出制限を解除した。

なお、今回の解除をもって、4月20日以降これまで県内に設定されていた家畜の移動及び搬出制限は解除された。

2 その他

(1) 口蹄疫は、牛、豚、水牛等の偶蹄類の動物の病気であり、人に感染することはありません。また、感染動物の肉や牛乳が市場に出回ることはありませんが、感染動物の肉や牛乳を摂取しても人体には影響ありません。

(2) 今後、報道機関には発生状況や防疫対策の進捗状況について適時情報提供に努めることとしますので、確認農場及びその近隣農家や防疫作業現場周辺での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むとともに、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします

問い合わせ先
宮崎県農政水産部畜産課
電話番号：0985-26-7138
担当者：畜産企画担当 永住、黒木

平成22年8月26日
午後8時30分
宮崎県口蹄疫防疫対策本部
宮崎県農政水産部畜産課

口蹄疫発生農場及びワクチン接種農場に残存する家畜排せつ物等の消毒作業の完了について

1 農場内の家畜排せつ物等の処理について

口蹄疫発生農場及びワクチン接種農場に残存する家畜排せつ物について、封じ込め完了後の消毒作業を進めてきたが、本日、全ての農場について適正な処理が完了した。

2 消毒について

全ての防疫措置が終了したため、県内に設置されている消毒ポイントにおける消毒作業について、27日午前0時をもって終了する。

問い合わせ先
宮崎県農政水産部畜産課
電話番号：0985-26-7138
担当者：畜産企画担当 永住、黒木

高尾山平野焼（御領口）

日誌 1 頁 3 行 1 列

高尾山平野焼（御領口）

高尾山平野焼（御領口）

高尾山平野焼（御領口）

(6) 非常事態宣言（5月）及び解除（7月）

高尾山平野焼（御領口）

高尾山平野焼（御領口）

高尾山平野焼（御領口）

高尾山平野焼（御領口）

「口蹄疫」非常事態宣言

平成22年5月18日

宮崎県口蹄疫防疫対策本部
本部長 東国原 英夫

宮崎県内における「口蹄疫」発生に対し、これまで、国、県、市町村、農業団体等が一丸となり、懸命の防疫措置を講じてきたが、いまだ、その拡大を止めることができない状況にある。

このままでは、本県畜産が壊滅することはもちろん、隣県、九州、さらには全国にも感染が拡大する可能性を否定できない事態となっている。

このため、ここに非常事態宣言を発し、県内のあらゆる機関、団体、個人が一丸となって感染拡大を阻止し、口蹄疫を早期に撲滅するため、下記の対策を可及的速やかに実施することとする。

なお、今回の措置は、口蹄疫は人に発症することはないものの、人を介して偶蹄類に伝播することがあり得ることを前提にしたものであることを理解いただきたい。

本措置は、県民生活に多大な影響を及ぼすものであるため、県民すべての皆様に、この事態の深刻さを受け止めていただき、十分な御理解と御協力をいただくことを切に願います。

記

第1 疑似患畜の発生地域（発生市町村及びその周辺地域）における感染防止措置の徹底的な強化

(1) 畜産農家において徹底をお願いしたいこと

- ① 市町村の内外を問わず、不要不急の外出を極力控えること。特に他の畜産農家との接触は絶対に避けること。
- ② 家畜、畜舎、えさ、車両の内外の消毒及び踏込消毒槽の設置等感染防止のために必要な対策を徹底して実施すること。
- ③ 畜舎への出入りは極力控え、出入りする場合は、マスクを着用するとともに、その前後において手足の洗浄（例えば、身近な消毒方法として、食酢（3～5%）を10倍以内に希釈したものも有効）、うがい等を励行すること。

(2) 畜産農家以外の方々にお願いしたいこと

- ① 不要不急の外出は控えること、特に畜産農家への訪問は差し控えること。
- ② 一般車両を含め車で移動する場合は、必ず管内の消毒ポイントで消毒を受けること。
- ③ イベント、大会、集会等は、当面の期間延期すること。やむを得ず開催する場合は、出入り口での消毒など防疫措置を徹底すること。

第2 発生地域外における感染防止対策

(1) 畜産農家において行うべきこと

- ① 家畜、畜舎、えさ等の消毒を徹底すること。
- ② 発生地域への出入りは自粛すること。特に畜産農家との接触は絶対避けること。
- ③ 発生地域外においても畜産農家同士の交流は極力自粛すること。

(2) 畜産農家以外の方々にお願いしたいこと

- ① 一般車両を含め車で移動する場合は、消毒ポイントにおいて消毒を受けること。
- ② 多くの人が集まるイベント、大会等は、可能な限り延期すること。実施する場合には出入口での消毒など防疫措置を徹底すること。

第3 共通事項

(1) 公共施設等における消毒の徹底

公共施設、小売店舗、学校など人が集まる場所では消毒マット等の方法により消毒を徹底すること。

(2) 家庭等における留意事項

家庭における手足の洗浄、うがい等を励行すること。

「非常事態宣言」の全面解除及び今後の取組みについて

平成22年7月27日

宮崎県口蹄疫防疫対策本部

本部長 東国原 英夫

1 非常事態宣言の全面解除について

本日、宮崎市を中心とする「移動・搬出制限」を解除したことにより、県内全域がこれまでのような危機的な状況から脱したと判断し、5月18日以来、県民の皆様に対して不要不急の外出の自粛やイベント等の延期、消毒の徹底等をお願いしてきました「非常事態宣言」を、本日午前0時をもって、全面的に解除することといたしました。

本県の畜産を守るためとは言え、非常事態宣言が県民の皆様の生活や県内の産業・経済の全般にわたり多大な影響を及ぼしていることに心を痛めておりましたが、発生から今日までの98日間にわたる関係各位の懸命の防疫作業や県民の皆様方の御協力、そして国及び県内外の多くの方々からの御支援により、ようやくこの日を迎えることができましたことに対し、心より感謝を申し上げます。

2 終息宣言までの取組み

今後は、本県畜産の安全性を万全なものにするために、県内すべての牛・豚の安全確認を行うとともに、ワクチン接種地域内を中心に家畜排泄物等の堆肥化を進め、8月27日の最終的な終息宣言を目指すこととなります。このため、道路上の消毒ポイントを再編の上、当面継続いたしますので、車両で通行される方々の引き続きの御協力をお願いします。

特に、畜産農家におかれては、いつなにか、口蹄疫等の家畜伝染病が発生するかわからないという危機感を持って、常に、農場入り口や出入りする人・車両等の消毒を徹底し、絶対に農場内にウィルスを侵入させないようにしていただくことをお願いします。

3 復興に向けて

これからは、被害を受けた畜産農家をはじめとする本県畜産の再生、そして県内経済の復興に向けて、県民が一丸となって取り組んでいかなければなりません。

私も、宮崎の早期復興を成し遂げるために全力を尽くしてまいります。県民の皆様にも、お一人おひとりが、それぞれの立場で頑張っていたいただき、その姿を全国の方々に見ていただくことで、温かい御支援をいただいた皆様の御恩に報いていかなければならないと考えております。

本日の非常事態宣言の全面的な解除により、県民の皆様には、以前の生活に戻っていただき、再び宮崎の活気を取り戻していただくことをお願いいたします。

また、本県では、8月1日からの全国高等学校総合文化祭を目前に控えておりますが、県外の皆様には、安心して御来県いただきたいと思いますと考えております。

皆様の引き続きの御支援、御協力を御願い申し上げます。